

水道料金軽減申請書

年 月 日

松前町水道事業  
松前町長 様

(給水契約者)

住 所 \_\_\_\_\_  
氏 名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_

漏水等による水道料金の軽減に関する取扱規程第3条の規定により、次のとおり漏水軽減の申請をします。

検針番号	
水栓所在地	松前町大字
申請理由	<input type="checkbox"/> 二次側で、視認が難しい箇所によるもの（第2条第1項第1号）
	<input type="checkbox"/> 受水槽のボールタップの不調等によるもの（第2条第1項第2号）
	<input type="checkbox"/> その他（第2条第1項第3号）

給水装置修理証明書

年 月 日

指定給水装置工事事業者

所在地 \_\_\_\_\_

事業者名 \_\_\_\_\_ 印 \_\_\_\_\_

代表者 \_\_\_\_\_ TEL \_\_\_\_\_

上記水栓所在地の給水装置を修理したことを証明します。

修理完了日	年 月 日		
メーター番号	—	修理後のメーター指針	m <sup>3</sup>
修理箇所			
修理内容			

※申請時に添付する書類及び注意事項については、裏面記載。

**【申請時に添付する書類】**

1 平面図

宅内側（敷地内）において、漏水箇所が分かるような図面

2 修理箇所の写真（修理前及び修理後）

※緊急修理により修理前の写真が添付できない場合は、添付不要。

**【注意事項】**

1 漏水修理が完了していない場合は、漏水軽減の対象となりません。

2 指定給水装置工事事業者によらない水道業者等（水道使用者等の個人による修理を含む。）により漏水修理をした場合は、漏水軽減の対象となりません。

（松前町水道事業給水条例第7条第1項の規定による）

3 水道料金軽減申請書は、漏水修理の完了後、3か月以内に申請してください。漏水修理が完了した月から起算して1年を過ぎた場合は、第2条第2項第5号に基づき、漏水軽減の対象にならなくなりますので、ご注意ください。

4 漏水軽減の対象月は、漏水していた期間すべてではありません。（最大2か月分の請求月が対象）

5 漏水軽減を受けた後、漏水軽減の原因である漏水修理が完了した月から起算して1年以内に行われた別の漏水修理については、第2条第2項第6号に基づき、漏水軽減の対象になりません。